

浦添市企業立地・雇用施策方針策定事業 募集要領

※本公募は、沖縄振興特別推進交付金の交付決定後、速やかに事業を開始するため、交付決定前に募集の手続きを行うものであり、採択や予算の執行は沖縄振興特別推進交付金の交付決定が前提である。今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがある。

1 事業名

浦添市企業立地・雇用施策方針策定事業

(1) 事業の目的

本市の雇用環境の状況を把握し、雇用施策の改善・充実のため、昨年度実施した市民アンケート調査、企業ヒアリングの結果を受け、社会的に流動的な雇用情勢に対応する中期的な計画を策定する。計画策定にあたっては、検討委員会等の外部組織を立ち上げ、策定に向けた審議を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務名：浦添市企業立地・雇用施策方針策定事業
- (2) 業務の内容および委託期間：別紙「業務委託仕様書」参照

3 見積限度額

見積限度額は、3,787,000円とする（消費税及び地方消費税含む）

4 応募資格要件等

応募の資格を有する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (6) 別紙「業務委託仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格（1）～（5）の要件を満たすものであること。

5 関係資料の配布

(1) 関係資料の内容

- ア 業務委託仕様書
- イ 企画提案書作成要領
- ウ プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- エ 会社概要書（様式第2号）
- オ 営業実績書（様式第3号）
- カ 質問書（様式第4号）
- キ 委任状（様式第5号）
- ク 共同企業体協定書（様式第6号）

(2) 関係資料の配布期間

平成29年3月27日（月）から平成29年4月10日（月）まで

(3) 関係資料の配布場所

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号 浦添市役所5F 産業振興課

※ 浦添市の公式ホームページからもダウンロードできます。

6 プロポーザル参加申込書等の提出について及び参加資格の審査

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書
- エ 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書
- オ 納税証明書

※ 国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の完納を証明できるもの。都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限ります。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）また、委任先の支店等を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店等の開設についての申告書の写しを提出すること。

- カ 会社概要書（様式第2号）
- キ 営業実績書（様式第3号）
- ク 委任状（様式第5号）

※ 本業務において契約権限等を委任する場合に限る。

(2) 提出期限

平成28年4月10日（月）

- (3) 提出方法
書類は必ず下記提出先に持参して下さい。(郵送による提出は認めません。)
- (4) 提出先
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所 産業振興課
- (5) 参加資格の確認
(1)で提出していただいた書類を基に本公募にかかる参加資格の確認を行います。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知します。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
平成29年3月27日(月)から平成29年4月3日(月)まで
- (2) 質問方法
(1)の期間内に質問書(様式第4号)を持参、電子メール又はFAXにて提出すること。
- (3) 回答
質問に対する回答は、随時、市のホームページに掲載するものとし、提出された提案者のメールアドレス宛にも通知します。
なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなします。

8 企画提案書の作成について

別紙「企画提案書作成要領」参照

9 企画提案書の提出及びプレゼンテーションについて

- (1) 提出書類
企画提案書
- ・ 社名を表示し、代表社印を押印したもの 1部
 - ・ 社名を表示しないもの 5部
 - ・ 上記書類のPDFファイル 1部
- (2) 提出方法
書類は必ず下記提出先に持参して下さい。(郵送による提出は認めません。)
- (3) 提出先
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所産業振興課 雇用創生係
- (4) 提出期限
平成29年4月19日(水)午後5時(必着)

(5) プレゼンテーション日時及び場所

平成29年4月26日(水)

※ 時間及び場所については、参加資格確認結果通知書でお知らせします。

(6) プレゼンテーションの方法等

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とします。

設定時間については、1事業者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分以内とします。

10 契約の相手方の決定方法

(1) 審査委員会の設置

浦添市役所内に本公募に係る審査委員会を設置します。

(2) 評価観点

企業立地、雇用施策策定等に向けての組織体制、業務実績、検討委員会を立ち上げるにあたっての外部委員の人選等、総合的な観点から審査します。

(3) 契約の相手方の決定

- ① 提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、随意契約の相手方となる優先交渉権者(以下「優先交渉権者」という。)と次点交渉権者を特定します。
- ② 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行います。
- ③ ②の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きに進みます。しかし、交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行うこととなります。

(4) 審査結果の通知

審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送します。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じることはできません。

(5) 契約の手続き

契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結します。

11 日程及び期間

① 募集要領等の交付期間

平成29年3月27日(月)から平成29年4月10日(月)まで

- ② 質問の受付期間
平成29年3月27日（月）から平成29年4月3日（月）まで
- ③ 公募説明会
平成29年3月31日（金） 11:00～12:00
場所：浦添市役所3階303会議室
- ④ 質問回答日
平成29年4月5日（水）
- ⑤ 参加申込書提出期限
平成29年4月10日（月）
- ⑥ 参加資格確認結果通知
平成29年4月12日（水）
- ⑦ 企画提案書提出期限
平成29年4月19日（水） 午後5時（必着）
- ⑧ プレゼンテーションの開催
平成29年4月26日（水）
- ⑨ 審査委員会による通知
平成29年4月28日（金） ※予定

1.2 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (3) 審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者。

1.3 その他留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とします。
- (2) 提出していただいた企画提案書は返却しません。
- (3) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

1.4 問合せ先

浦添市役所 市民部経済観光局 産業振興課 雇用創生係
担当 玉代勢
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
電話（代表） 098-876-1234（内線3162）
FAX 098-876-9467

Eメール sangyo@city.urasoe.lg.jp

ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp/>